

# 東京都における小児慢性特定疾病医療費助成

## 目的

児童福祉法第19条の2の規定により、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

## 対象者

- ・小児慢性特定疾病の対象疾病及び当該疾病の状態が認定基準に該当する18歳未満の児童を対象
- ・ただし、18歳に達する時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合（継続して医療受給者証を有する者）に限り、20歳を迎えるまで助成の対象

## 対象疾病

16疾患群に分類される801疾病

1	悪性新生物	9	血液疾患
2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患
4	慢性心疾患	12	慢性消化器疾患
5	内分泌疾患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠原病	14	皮膚疾患
7	糖尿病	15	骨系統疾患
8	先天性代謝異常	16	脈管系疾患

## 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（特別区含む）

東京都においては、  
東京都・八王子市  
世田谷区・荒川区・江戸川区・港区・中野区・  
板橋区・豊島区・葛飾区・品川区・(R7)文京区

## 認定状況

東京都における支給認定件数（受給者数）（単位：人）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7,666	7,469	8,465	8,309	7,077	6,615	5,910	5,826

- ・令和元年度まで受給者数は増加傾向にあったが、令和2年度以降は減少傾向
- ・令和2年度以降、特別区における児童相談所の設置が進む